

～航空局からのお知らせ～

★～「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」を改正しました～

航空局乗員政策室 航空身体検査担当からのお知らせです。

航空局では、航空機乗組員が使用する医薬品に関して、航空法で定める正常な運航への影響や身体検査基準への適合性の観点から、航空機乗組員の医薬品の使用ルール（航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針）を定めています。

今般、以下の内容について、7月21日付けで本指針を改正し、8月21日から適用となりますので、お知らせいたします。

- ・指定医や乗員健康管理医において個別の確認が必要な医薬品について、ホルモン製剤、生殖補助医療に使用するホルモン製剤等の追加
- ・指定医や乗員健康管理医において個別の確認が必要な医薬品のうち、漢方薬・生薬に係る薬品数の拡大
- ・注射薬の使用、献血等について、接種等の後、航空業務を行ってはならない時間の明確化

なお、医薬品の使用に関する原則は以下のとおりです。

リーフレット（以下 URL 参照）を含め、今一度ご確認いただけますと幸いです。

○薬物療法のために生じる問題点を自覚し、その問題点が航空業務に支障を及ぼさないように努めるとともに、次のことに留意する。

- ・医療用医薬品を処方されたときは、副作用を含め十分な説明を受けることが必須であり、投薬証明書またはその代わりとなるものを残しておくこと
  - ・一般用医薬品（市販薬）の購入に際しては、説明文書や添付文書等を十分に理解し保存しておくと共に、購入時に日付、薬剤名、数量、購入店名がわかる書類（レシート等）を薬局等に発行してもらうこと
  - ・副作用の理解ができない医薬品等の使用はしないこと
  - ・認可・発売から1年を経過していない新しい薬に関しては、航空業務に係る安全性等の確認が不十分であり、航空業務に当たり使用しないこと（なお、後発医薬品、既存製剤の配合剤及び一般用医薬品についてはこの限りではない）
  - ・海外で処方され又は購入した医薬品についても、我が国の法令及び指針に従って使用すること
- また、航空身体検査の適正な実施には、既往歴、手術歴、医薬品の使用歴、自覚症状等を正しく申告いただくことが大切ですので、安全運航のためご理解ご協力をお願いいたします。

本件についてご不明な点等ございましたら、航空局安全部安全政策課乗員政策室（電話 03-5253-8111 内線 50348）までお問い合わせください。

○（全体概要）航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について

[https://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000743.html](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html)

○「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」（pdf）

<https://www.mlit.go.jp/common/001476614.pdf>

○リーフレット「パイロットの医薬品の使用について」(pdf)

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001317956.pdf>

○「航空機乗組員における新型コロナワクチン接種の取扱いについて」(pdf)

<https://www.mlit.go.jp/common/001441389.pdf>

-----  
国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111 (内線 50135・50136)

小型機安全担当

~X (Twitter) もやっています~

[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)

-----